

令和2年中にメールによるオンライン化を実施する手続一覧（地方整備局等で受け付ける手続）

手続名	根拠法令名	条	項	手続主体	担当課室	連絡・提出先	メールでの提出方法
廃油処理事業の許可（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	20	1	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理規程の届出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	26	1	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理施設変更の届出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	28	1	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理施設の軽微な変更の届出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	28	5	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所の変更の届出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	29		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理事業の承継の届出（1）相続（2）合併（3）分割（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	31	2	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	32		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設による廃油処理の届出	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	34		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設の設置場所、廃油を廃棄する船舶の存する海域、自家用廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類変更の届出	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	35		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設の軽微な変更の届出（1）施設の設置場所（同一港内）（2）処理設備の能力	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	35		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所の変更の届出	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	35		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設の承継の届出（1）相続（2）合併（3）分割	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	35		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
自家用廃油処理施設の全部又は一部の休止又は廃止の届出	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	35		民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
国土交通大臣に対する都道府県知事の要請（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	37	2	地方等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	
廃油処理に関する実績報告書及び事故報告書の提出（港湾管理者又は漁港管理者以外）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則	38	1	民間事業者等	船舶安全環境課	kanto-ankanka@mlit.go.jp	